

大阪狭山市監査委員告示第 6 号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和4年(2022年)12月23日

大阪狭山市監査委員
北 井 末 廣
西 野 滋 胤

監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
なお、本監査は大阪狭山市監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の対象

1 対象グループ

社会教育グループ

- 社会教育運営事業
- 成年記念事業
- さやま元気っこ推進事業
- 社会教育関係各種事業
- 地域学校協働活動事業
- 公民館管理運営事業
- 図書館管理運営事業
- 人権教育事業
- 青少年健全育成事業
- 社会教育センター管理運営事業
- 青少年野外活動広場管理運営事業
- スポーツ振興管理運営事業
- 学校開放事業
- プール開放事業
- 各種教室・大会運営事業
- 各種助成事業
- 狭山中学校区円卓会議さやりんピック事業
- ふれあいスポーツ広場施設管理運営事業
- 市民総合グラウンド施設等管理運営事業
- 大野テニスコート等管理運営事業
- 池尻体育館施設管理運営事業
- 総合体育館管理運営事業
- 野球場管理運営事業

教育施設グループ

- 地域子育て支援拠点施設管理事業
- 施設管理事業
- 災害共済事業
- 放課後児童会施設管理事業
- 子育て支援センター施設管理事業
- 子育て支援・世代間交流センター施設管理事業

- 教育施設管理事業
- フリースクールみらい施設管理事業
- 支援教育環境整備事業
- 小学校整備事業
- 安全対策事業
- 公民館施設管理事業
- 青少年野外活動広場施設管理事業
- 体育施設管理事業
- ふれあいスポーツ広場施設管理事業
- ふれあいの里スポーツ広場施設管理事業
- 大野テニスコート等施設管理事業
- 南青少年運動広場施設管理事業

2 対象事務

令和4年4月1日から令和4年9月30日まで（必要に応じて令和3年度を含む。）に執行された財務及びその他に関する事務

第3 監査の着眼点

大阪狭山市監査基準及び大阪狭山市監査実施要領に基づき、不正、不適切な事務処理等の予防、発見、修正という合规性に主眼を置き、財務及びその他に関する事務が適正かつ効果的に執行されているかを着眼点として実施した。

第4 監査の実施内容

当該財務事務の執行に係る関係書類及び関係帳票の提出を求めこれを閲覧、帳簿突合等を行うとともに、担当職員からの聞き取り、質疑を加える等の方法で実施した。

また、調査票により情報収集を行った当該財務事務の内部統制の整備及び運用状況により、監査対象のリスクの内容及び程度を検討のうえリスクの識別を行い、事故等の発生する可能性が高い事務事業に重点を置いた監査を実施した。

第5 実施場所及び日程

大阪狭山市役所庁舎内において令和4年11月7日から令和4年11月24日まで実施した。

第6 監査の結果及び意見

財務及びその他に関する事務は関係法令等に従い、両グループともに概ね適正に執行されているものと認められた。